生駒市規則第15号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則 (生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月生駒市規則 第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。 以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。) 」を加える。

第11条の2中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第17条第2項中「特別休暇(別表第2の17の項の休暇を除く。)」を「別表第2の5の項から7の項まで及び14の項の特別休暇」に改め、同条第3項中「別表第2の4の項及び10の項から13の項までの休暇」を「特別休暇(別表第2の5の項から9の項まで、14の項、17の項、22の項及び23の項の休暇を除く。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同表の16の項の休暇の単位は、1日又は半日とする。

第17条に次の3項を加える。

- 4 別表第2の5の項から8の項まで、14の項及び17の項の休暇の単位は、1日とする。
- 5 別表第2の9の項、22の項及び23の項の休暇の単位は、1分とする(

- 22の項の休暇の単位については、1時間も可とする。)。
- 6 第3項から前項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任 用短時間勤務職員等に係る特別休暇の単位は、市長の定めるところによる。 第32条から第34条までを次のように改める。

第32条から第34条まで 削除

別表第2中第23項を第26項とし、同表第22項中「女性職員が」の次に 「母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による」を加え、同項を同 表第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 女性職員が母子保健法の規定 | 必要と認められる期間 による保健指導又は健康診査に 基づく指導事項を守るため勤務 しないことがやむを得ないと認 められる場合

別表第2中第21項を第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 妊娠中の女性職員が請求した | 適宜休息し、又は補食するために 場合で、その者の業務が母体又 は胎児の健康保持に影響がある と認められるとき

必要な時間

別表第2中第20項を第21項とし、第19項の次に次の1項を加える。

20 地震、水害、火災その他の災 | 必要と認められる期間 害又は交通機関の事故等に際し て、退勤途上における身体の危 険を回避するため勤務しないこ とがやむを得ないと認められる 場合

別表第2に備考として次のように加える。

備考 17の項の休暇の期間における育児休業をした職員の勤続期間の計算 については、同項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものとする。

(生駒市職員表彰規則の一部改正)

第2条 生駒市職員表彰規則(平成26年12月生駒市規則第33号)の一部を

次のように改正する。

第4条第1項中「第3項」を「以下この条」に改め、同条第2項に次のただ し書を加える。

ただし、育児休業をした職員の勤続期間の計算については、市長が別に定めるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則 及び公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部改正)

- 第3条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。
  - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する 規則(平成11年4月生駒市規則第17号)第2条
  - (2) 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則(平成14年3月生 駒市規則第17号)第3条

(生駒市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 生駒市職員安全衛生管理規則(昭和62年7月生駒市規則第22号)の 一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「非常勤及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、 同条中「非常勤及び臨時職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定す る会計年度任用職員」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。